

2021年（令和3年）7月26日

大阪府警察本部長 殿

大阪弁護士会

会長 田 中 宏

勸告書

X氏（以下「申立人」という。）より本会になされた人権救済申立てについて、当会人権擁護委員会において慎重に審査した結果、人権侵害があると認められましたので、以下のとおり、勸告します。

第1 勸告の趣旨

- 1 被疑者を護送するにあたり、衆目に晒される可能性がある場面においては、手錠カバーを装着させるなどして、必ず、手錠が見えない措置をとるよう勸告する。
- 2 警察署留置施設において、留置者の氏名等の個人情報を、本人の同意なく他の留置者に開示しないよう勸告する。

第2 勸告の理由

- 1 本件において争いがなく認定できる事実
(1) 申立人は、令和元年9月30日午前8時頃逮捕されたが、淀川警察署留置場に入場する前に、病院で受診することになった。
病院到着後、申立人が警察車両から降車する際、申立人には手錠・腰縄が付されていたが、同行した警察官が手錠カバーを携行していなかったため、申立人は手錠カバーを装着されず、手錠姿を晒した状態のまま、外来患者2名の前を歩かされ、病院内の診察室まで移動させられた。
(2) 申立人は、淀川警察署留置場内に留置されている間、番号で称呼されていたため、他の留置者らには申立人の名前は知られておらず、申立人も知られることを望んでいなかった。
にもかかわらず、淀川警察署留置担当者は、手紙を送りたいので申立

人の名前を教えて欲しいという他の留置者からの要望に対し、申立人の同意なく、申立人の名前を教えた。

2 当会の判断

(1) 人格権の侵害

刑事手続により身体拘束を受けている者にとって、手錠が付された自らの姿を衆目に晒されることは、その尊厳を傷つけられ、耐え難い屈辱を受けるものである。

殊に、無罪の推定を受ける被疑者の護送にあたっては、逃走防止のためにやむを得ず戒具等を使用する場合であっても、手錠や腰縄がむき出しのまま衆目に晒されないようにするなどして、人権に十分な配慮を要する。

本件で認定した事実によれば、申立人は手錠が付されていたにもかかわらず、同行した警察官が手錠カバーの携行を失念したことにより、申立人は手錠カバーが装着されない状態で、警察車両から病院内の診察室まで移動させられた。少なくとも、同行した警察官が手錠カバーの携行を失念していることに気付いた時点で、手錠カバーを警察署まで取りに戻るか、別の警察官に手錠カバーを届けさせるなどして、手錠が見えない措置をとるべきであった。

にもかかわらず、同行した警察官らは、かかる措置をとることなく、警察車両を降車し診察室に入室するまでの間、申立人の手錠姿を衆目に晒した。その結果、申立人は耐え難い屈辱を受け、その尊厳を深く傷つけられており、申立人の人格権（憲法13条）が侵害されたことは明らかである。

警察官が、無罪の推定を受ける申立人の手錠姿を衆目に晒した行為は、憲法13条、同31条、国際人権自由権規約7条及び同10条に違反する重大な人権侵害であることから、再発防止を期して、勧告の趣旨第1項のとおり勧告する。

(2) プライバシー権の侵害

刑事施設においては、刑事施設の長は、収容開始に際し、被収容者に対し称呼番号を付して、これを被収容者にも告知することとされており（平成18年5月23日被収容者の収容の開始に関する訓令9条1項）、

刑事施設内では被収容者はその番号で称呼される。これにより、刑事施設内では、留置者自身が明らかにしない限り、他の留置者に自らの氏名を知られることはなく、結果として留置場内で「氏名」という「個人情報」の保護が図られている。

本件で認定した事実によれば、淀川警察署留置担当者は、申立人の同意を得ることなく、他の留置者に対し、申立人の氏名を開示している。かかる行為は、明らかに、申立人の個人情報をみだりに公開されない権利（プライバシー権、憲法13条）を侵害しており、違法なものである。

よって、再発防止を期して、勧告の趣旨第2項のとおり勧告する。

以上